

議 事 日 程

平成28年第2回 浜中町議会定例会

平成28年9月8日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第54号	平成28年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 3	議案第55号	浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第56号	平成27年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第 5	議案第57号	浜中町教育委員会委員の任命同意について
日程第 6	認定第 1号	平成27年度浜中町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況報告の認定について
日程第 7	認定第 2号	平成27年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 3号	平成27年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第 4号	平成27年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10	認定第 5号	平成27年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11	認定第 6号	平成27年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12	認定第 7号	平成27年度浜中町水道事業会計決算の認定について

日程第13	報告第7号	平成27年度浜中町財政健全化判断比率の報告について
日程第14	報告第8号	平成27年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について
日程第15		議員の派遣について
日程第16		閉会中の継続審査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・議会運営委員会)

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 平成28年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第54号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第54号平成28年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、地域密着型介護サービス給付費に伴う介護報酬、平成27年度介護給付費等の確定に伴う返還金など、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。補正の内容といたしましては歳出では、2款保険給付費、地域密着型介護サービス給付に要する経費で要介護者の減により、地域密着型介護サービス機関に対する介護報酬297万2千円を減額、要支援者の増により、地域密着型介護予防サービス機関に対する介護報酬297万2千円を追加、5款諸支出金では、国庫支出金等返還金で介護給付費交付金の前年度精算により国庫負担金補助等返還金374万2千円を追加、以上により今回の補正額は374万2千円の追加となります。

一方、歳入につきましては、前年度精算交付金として3款道支出金88万3千円、5款支払基金交付金204万円をそれぞれ追加し、不足する財源については7款繰越金で

前年度剰余金 8 1 万 9 千円を充てさせていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、4 億 3, 8 5 9 万 6 千円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第 5 4 号の質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第 5 4 号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 5 4 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 4 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 議案第 5 5 号平成 2 8 年度浜中診療所特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（波岡玄智君） 日程第 3 議案第 5 5 号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第 5 5 号平成 2 8 年度浜中診療所特別会計補正予算（第 1 号）

について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、歳出、1 款総務費、浜中診療所運営に要する経費、1 9 節負担金補助及び交付金で退職手当組合負担金 3 7 1 万 3 千円の追加は清算納入金、2 款医業費、医業に要する経費、1 2 節役務費の手数料 2 万 5 千円の追加は、医療用酸素容器検査手数料でいずれも不足見込み分を計上。

以上により今回の補正額は、373万8千円の追加となります。

一方、歳入につきましては、4款繰越金で前年度剰余金373万8千円を不足財源に充てさせていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出の総額は、2億5,416万5千円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第55号の質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第55号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第56号平成27年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について

○議長（波岡玄智君） 日程第4 議案第56号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第56号平成27年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金の処分については、議会の議決が必要とされているものであります。

平成27年度の未処分利益剰余金の内容につきましては、当期純利益のほか、企業債償還の一部財源として減債積立金を取り崩したことにより発生する、その他の未処分利益剰余金変動額であります。

なお、この処分につきましては、それぞれ減債積立金、自己資本金といたします。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第56号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから、議案第56号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第57号浜中町教育委員会委員の任命同意について

○議長（波岡玄智君） 日程第5 議案第57号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第57号浜中町教育委員会委員の任命同意について提案の理由をご説明申し上げます。

現、教育委員の掛水優氏は、平成28年9月30日をもって任期満了となりますが、同氏の人格、識見は教育委員として最適任と認めるところであり、引き続き任命いたしたく、ここに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会

の同意をいただきたく、提案した次第であります。

なお、任期は平成28年10月1日から平成32年9月30日までの4年間となりますので、よろしくご審議のうえ、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本案は、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから、議案第57号を採決します。

この採決は、無記名投票を持って行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（波岡玄智君） ただいまの出席議員は11人です。

投票用紙を配付します。

なお、指示があるまで記入せずにお待ち願いたいと思います。

（投票用紙配布）

○議長（波岡玄智君） 投票用紙の配付漏れを確認します。配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（波岡玄智君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。選任を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載して投票願います。なお重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

記入が済み次第、1番議員より順次投票願います。

（投票）

○議長（波岡玄智君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

開票にあたり、会議規則第32条の規定により立会人に5番秋森議員及び6番成田議員を指名します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

両議員の立会を願います。

（開票）

○議長（波岡玄智君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票。これは出席議員数に符合しております。

有効投票11票。

無効投票0票です。

有効投票中、賛成11票、反対0票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、議案第57号は任命に同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

◎日程第 6 認定第1号平成27年度浜中町一般会計歳入歳出決算及び基金運用
状況報告の認定について

◎日程第 7 認定第2号平成27年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
の認定について

◎日程第 8 認定第3号平成27年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

◎日程第 9 認定第4号平成27年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認
定について

◎日程第10 認定第5号平成27年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

◎日程第11 認定第6号平成27年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第12 認定第7号平成27年度浜中町水道事業会計決算の認定について

○議長（波岡玄智君） 日程第6 認定第1号ないし日程第12 認定第7号は関連がありますので一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 認定第1号から認定第7号までの7案件につきましては、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項及び第5項では、各会計決算について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付さなければならないと規定されており、また、同法241条第5項では、定額の基金を運用するための基金を設けた場合は、監査委員の意見を付けて同法233条第5項の書類と併せ議会に提出しなければならないと規定されていることから、この度、同法の規定により議会の認定に付すべくご提案を申し上げた次第であります。

なお、平成27年度各会計の決算につきましては、7月12日付けで基金運用状況報告と併せ監査委員に提出し、8月26日付けで審査意見書の提出をいただいております。また、水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項では、監査委員の意見を付けて議会の認定に付さなければならないと規定されていることから議会の認定に付すべく提案するもので、6月2日付けで監査委員に提出し、6月24日付けで審査意見書の提出をいただいております。

認定第1号の一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額69億4,917万3,827円、歳出総額67億9,799万7,170円で繰越明許費繰越額5,204万9,000円を除いた歳入歳出差し引きは、9,912万7,657円の黒字決算となります。また、基金運用状況報告につきましては、該当する土地開発基金について、監査委員より適正に運用されている旨の意見をいただいております。

認定第2号の国民健康保険特別会計は、歳入総額14億608万9,612円、歳出総額13億5,859万6,911円、歳入歳出差し引きは、4,749万2,701円の

黒字決算となります。

認定第3号の後期高齢者医療特別会計は、歳入総額7,070万8,945円、歳出総額7,016万2,458円、歳入歳出差し引きは、54万6,487円の黒字決算となります。

認定第4号の介護保険特別会計は、歳入総額4億1,880万3,586円、歳出総額4億1,568万8,514円、歳入歳出差し引きは、311万5,072円の黒字決算となります。

認定第5号の浜中診療所特別会計は、歳入総額2億5,332万5,402円、歳出総額2億4,279万9,950円、歳入歳出差し引きは、1,052万5,452円の黒字決算となります。

認定第6号の下水道事業特別会計は 歳入総額4億2,514万5,806円、歳出総額4億2,183万9,456円、歳入歳出差し引きは、330万6,350円の黒字決算となります。

認定第7号の水道事業会計は、収益的収支につきましては、収入の営業収益は1億1,450万1,839円、営業外収益は6,495万9,341円で収入総額は、1億7,946万1,180円。

支出の営業費用は1億5,302万2,091円、営業外費用は1,349万7,669円で支出総額は、1億6,651万9,760円で経常利益は1,294万1,420円となり、特別損失97万7千円を差し引き、1,196万4,420円の当期純利益を生じる決算となりました。この利益剰余金につきましては、減債積立金といたします。

また、減債積立金の取り崩しに伴い、その他の未処分利益剰余金変動額、1,000万円が発生し、この剰余金は、組入資本金といたします。

資本的収支につきましては、収入総額は229万3,402円、支出総額は5,771万5,725円で、収入総額が支出総額に対し不足する額5,542万2,323円は、減債積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金4,542万2,323円で補てんいたしました。

以上、各会計の決算状況を申し上げましたが、平成27年度も地域経済、町財政共に厳しい状況の中、行財政の運営にあたりましては、常に危機感を持ちながらも当面する事業の執行には万全を期して参りました。

今後とも町政運営につきましては、まちづくりの基本テーマのもと、行政課題の解決

に向け町民と議論を深め、地域の活力を活かして個性豊かな活力ある将来の展望を切り開くべく、生産基盤、生活環境、福祉、教育文化等の整備・充実に力を注ぎ、安全で快適なまちづくりを推し進める所存であります。

日頃の町行政の執行に際しましては、議員各位のご理解とご協力に深く感謝を申し上げますと共に、今後とも本町の地域経済の活性化と、活気のあるまちづくりに向けて積極的かつ効率的な行政の推進を図って参りますので、よろしくご審議いただき認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

ただいま、提案されました認定第1号ないし認定第7号は、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査の付託をし、閉会中の継続審査にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第7号については、10人の委員によって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査の付託をし、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま、設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条により議長において、1番加藤議員、2番堀金議員、3番鈴木議員、4番中山議員、5番秋森議員、6番成田議員、7番三上議員、8番前田議員、10番田甫議員、11番菊地議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した10人の議員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

◎日程第12 報告第7号平成27年度浜中町財政健全化判断比率の報告につ

○議長（波岡玄智君） 日程第12 報告第7号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第7号平成27年度浜中町財政健全化判断比率の報告について提案の理由をご説明申し上げます。

平成21年4月より全面施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、当該比率に応じて財政の早期健全化及び再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定し、財政運営について外部監査を求めるなどの方策により、当該地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とされたものであります。

本町の平成27年度財政健全化判断比率ですが、普通会計の実質赤字比率及び全会計を対象とした連結実質赤字比率につきましては、先ほど決算の認定でご説明申し上げましたとおり、一般会計を含む全会計が黒字決算となっております。

次に、一般会計等の元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率につきましては10.0%、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す将来負担比率につきましては59.5%と何れも早期健全化基準の割合を下回っております。

なお、実質公債費比率につきましては、平成18年度から7ヶ年計画の公債費負担適正化計画に基づき、平成24年度に13%台の比率になるよう計画を推進してまいりましたが、平成23年度でその目標を達成し、平成24年度12.3%、平成25年度11.4%、平成26年度10.6%、平成27年度では10.0%と更に改善することができたところであり、今後もその比率の維持と更なる改善に取り組む所存であります。

また、お示した比率は何れも早期健全化基準の範囲内ではあるものの、本町は交付税等の依存財源により財政運営されていることから、今後も財政の健全化に向けた政策を基本とし、財政運営を進めてまいります。

ここに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見書を付して報告する次第であります。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これで報告を終わります。

◎日程第 1 4 報告第 8 号平成 2 7 年度浜中町公営企業資金不足比率の報告につ
いて

○議長（波岡玄智君） 日程第 1 4 報告第 8 号を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（松本博君） 報告第 8 号平成 2 7 年度浜中町公営企業資金不足比率の報告につ
いて提案の理由をご説明申し上げます。

本案の資金不足比率ですが、資金不足額が事業の規模に対する割合を示すもので、平
成 2 7 年度決算における地方公営企業法の適用企業である水道事業会計及び同法非適
用企業である下水道事業特別会計のいずれも資金不足の状態にはなく、資金不足比率は
生じておりません。

なお、資金不足比率の経営健全化基準は 2 0 %であります。

ここに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、
監査委員の意見書を付して報告する次第であります。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これで報告を終わります。

◎日程第 1 5 議員の派遣について

○議長（波岡玄智君） 日程第 1 5 議員派遣についてを議題とします。
釧路町村議長会主催による、議員研修会等に派遣することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第120条の規定によって、議員を派遣することに決定しました。

◎日程第16 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(波岡玄智君) 日程第16 閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第17 議案第58号平成28年度浜中町一般会計補正予算(第3号)

○議長(波岡玄智君) 日程第17 議案第58号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第58号平成28年度浜中町一般会計補正予算(第3号)について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、8月9日の台風5号、8月15日の台風6号、8月17日の台風7号、8月21日の台風11号、8月23日の台風9号に伴う大雨、強風による林道、水

産業施設、町道及び社会体育施設の災害復旧に係る経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、12款災害復旧費、林業施設災害復旧に要する経費で、奔幌戸林道、復旧費27万円、本六番沢林道、復旧費19万円はいずれも法面土砂の流出によるもの、水産施設災害復旧に要する経費で、産業用通路7か所の復旧費121万1千円、道路橋梁災害復旧に要する経費で町道195か所の復旧費970万円、風倒木88本の処理手数料40万円、社会体育施設災害復旧に要する経費で町民温水プール屋根補修の復旧費380万円をそれぞれ増額するものであります。

一方、歳入につきましては道路橋梁災害復旧に要する経費で290万円、社会体育施設災害復旧に要する経費で380万の災害復旧債を見込み、不足する財源は繰越金を充てております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、1,557万1千円を追加し64億7,844万5千円となります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第58号の質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

1 番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 9ページの水産施設災害復旧に要する経費で、7か所の通路ということですが、7か所というのは、どの地域のことを言っているのかというのが、1点で、それから、その次の橋梁災害復旧に要する経費で、195か所とありますが、予算としては970万円、これは、風倒木を含めての話かなと思うのですが、予算上、最大、大きな破損個所でどの位の経費がかかっているのか。それから、195か所の中では、大した予算もかからないで終わるものもあるのかなと思いますが、それで、この災害の特に大きな部分というのはどういう所にあったのかということの説明をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（石塚豊君） 水産施設災害復旧に要する経費でですね、修繕料7か所の内訳でございます。まず、1つが、湯沸の下海岸地区の産業通路の補修、2つ目が、後静の海岸に降りる産業用通路の補修、3か所目が、アザラップ海岸に降りる産業用通路で

ございます。4か所目は、奔幌戸・貰人の中間にございます、赤泊に降りる産業用通路の補修、5か所目が、町有海産干場の搬入路の補修ということで、湯沸地区と霧多布山という名称ですが、その町有干場の搬入路の補修が2か所です。そして、最後の7か所目が、幌戸サケ捕獲所の管理道路の補修でございます。以上、7か所の補修となっております。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（酒井俊一君） 町道に係る修繕の内容についてでございます。道路の決壊、路肩法面の決壊でございますけれども、これが、5か所、路面浸食が190か所、これで195か所です。倒木は、別でありまして188本ということでございます。それと、最も大きな被害でございますけれども、南6号道路の西10線から、西12線の間でございますが、道路決壊ということで37万円となっております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 水産関係はわかりました。道路橋梁関係ですね、通行止めになった箇所というのは、何か所あって、今も、なお、通行止めになっている箇所があるのかどうかということと、それから、風倒木によって通行止めになった箇所はあったのかどうか。今は、もう処理されていて通れるのかを報告してほしいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（酒井俊一君） 通行止めの関係でございますけれども、町道に関しては、通行止めになっている箇所と、通行止めにした箇所はございません。ただ、道道で、火散布茶内停車場線で法面が崩壊しておりまして、8月22日から、今、現在、復旧作業中で通行止めになっております。風倒木についても、通行止めにした経過はございません。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） 今の質問に関連してですけれども、道々火散布茶内停車場線が通行止めになっています。復旧の目途というのは、どの位というのは押さえているのでしょうか。散布地区の住民の方々が、茶内へ出るのに非常に不便を被っているとの話を聞きましたので、その1点と、あとは、町民温水プールの屋根の補修ですが、カマボコ型の屋根と思いますが、どの程度、何㎡位、剥がれて補修をするのかお知らせください。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（酒井俊一君） 9月5日現在で、釧路建設管理部厚岸出張所からの情報を

得ておりますけれども、その段階では、9月10日から片側交互通行、その後、9月14日から全面開放との情報であります。昨日も雨が降っていますし、9日と、明日も雨が降る予報でありますから流動的かなと思います。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（海道政俊君） 町民温水プールの災害復旧ですが、西側の妻側というのですか、破風の部分9㎡位の長さで剥がれました。全体では、56㎡位の長さ面積を持っているのですが、2次災害とかを考えますと、全面を補修するというこの予算計上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから、議案第58号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。
これをもって、平成28年第3回浜中町議会定例会を閉会します。
ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時42分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員